

令和5年5月30日

新潟市議会議長 皆川 英二 様

会 派 名 無所属クラブ

議 員 名 中 山 均

令和5年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入 (単位 円)

	金 額	備 考
政務活動費	120,000	@120,000×1月

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	22,294	別紙のとおり
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	18,975	別紙のとおり
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計	41,269	

3 残 額 78,731円

支出伝票一覧表

会派名	無所属クラブ		議員名	中山 均
支出年度	令和5年度	支出項目	調査研究費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	R5.4.1	全国フェミニスト議員連盟会費(2023年4月分)	841	100円は振込手数料
2	R5.4.16	原発検証問題整理・資料作成補助作業代	15,000	
3	R5.4.18	ガソリン代	894	
4	R5.5.18	気候危機自治体議員の会年会費	91	年会費1口分を計上 100円は振込手数料
5	R5.5.18	自治体議員情報連絡センター会費	1,675	100円は振込手数料
6	R5.5.18	日本平和学会会費	841	100円は振込手数料
7	R5.5.18	原子力資料情報室賛助会員会費	591	100円は振込手数料
8	R5.5.30	タブレット・携帯使用料	2,361	$(1103 + ((3480 + 1811 + 144 + 3) \times 1.1)) \times 1/3 = 2361$
		小 計	22,294	
		合 計	22,294	

支 出 伝 票

会 派 名	無所属クラブ	議員名	中山 均
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	1
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月1日		
支 出 金 額	841 円		
支 出 先	全国フェミニスト議員連盟		
使 途 内 容	全国フェミニスト議員連盟会費(2023年4月分)		
備 考	100円は振込手数料 10,100 円 × 1/12 = 841 円		
領収書貼付欄	(調査研究費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

全国フェミニスト議員連盟規約

(名称)

この会は、全国フェミニスト議員連盟と称する。
ただし、英語名は Alliance of Feminist Representatives (略称 AFER アフアー) とする。

(目的)

本連盟は、女性議員定数増やし、女性の政治参加に貢献する社会をつくることを目的とする。

(活動)

本連盟は、抽象的目的を達成するために、次の活動を行う。
・女性の議員世口の自治体をなくす運動。全てのレベルの女性議員比率を最低30%まで上げる運動。
・現職の政策、方針、案別を男女平等の視点で点検する運動。
・女性がいまいま生きられるあらゆる環境づくりの政策立案運動。
・会員相互の情報交換、交流。
・日常的にはあらゆるやかな運営、運動活動を目とし、選挙派とすること。

(組織)

本連盟は第二条の目的に動向する市民、議員をもって組織する。

(世話人)

1. 本連盟に次の世話人を置く。代表：二名、財政担当：若干名
広範囲担当：若干名
政策担当：若干名
組織担当：若干名
国際担当：若干名
事務局：若干名
顧問：若干名
2. 世話人は会員相互の互選により定む。

(世話人の任期)

世話人の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(世話人の任務)

1. 代表は、本連盟を代表し、国会及び世話人会を主宰する。
2. 財政は、本連盟の会費の徴収、経費の管理運営にあたる。
3. 広報は、本連盟の目的、活動を広く世間に知らせ、理解を促める。
4. 政策は、本連盟の活動（第三十条）のため、情報収集、研究にあたる。
5. 企画は、本連盟の活動のため、の計画、運営にあたる。
6. 組織は、本連盟の活動のため、組織の充実と拡大にあたる。
7. 国際は、目的を同じくする海外の団体・個人との情報交換・交流をはかる。
8. 事務局は、本連盟の運営を支援し、事務運営にあたる。

(会費)

1. 本連盟の会費は、国会及び世話人会とする。
2. 国会は、原則として年一回とする。ただし、緊急を要する場合は、世話人会の過半数（賛同を除く）をもって国会に代えることができる。
3. 世話人会は、必要に応じて開議する。

(会費の内容)

1. 国会は、予算、決算、その他の重要な事項を審議決定する。
2. 世話人会は、目的達成のための必要事項を審議し、議決事項とする。
3. 国会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定される。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

(経費)

1. 本連盟の経費は、会費、寄付、その他の収入をもってあてる。
2. 本連盟の会費は、年間一口一万円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(その他)

第十一条 本規約の他、本連盟の運営に関し必要事項は世話人会でこれを定める。

支 出 伝 票

会 派 名	無所属クラブ	議員名	中山 均
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	2
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月10日 から 令和5年4月26日		
支出年月日	令和5年4月16日		
支 出 金 額	15,000 円		
支 出 先	XXXXXXXXXX		
使 途 内 容	原発検証問題整理・資料作成補助作業代		
備 考			
領収書貼付欄		(調査研究費)	

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

領 収 書

中山 均 様

No. _____

2023年 4月 16 日

★ ￥15,000

但 原発問題資料(検証問題)作成補助作業費として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

住所
氏名

新潟県の原発に関する「三つの検証」に関する検証総括委員会委員長と花角知事側の意見の対立について、県資料も入手しつつ、各報道・根拠要綱等を踏まえ、論点整理およびその資料の作成の補助を依頼。
作業量および内容を考慮し、本人との協議の上、額を決定

原発検証総括委員会— 花角知事と池内氏の意見の 対立点などに関する検討メモ

2023.4

新潟市議会議員

中山均

花角知事と池内氏の意見の対立点

- 池内氏が「当然柏崎刈羽原発についても検証の対象」としていることに関し、知事側は「検証総括委は『福島原発事故に関する検証の総括』が目的なので、①柏崎刈羽原発に関する検証 ②東電の適格性に関する検証 については対象外であるとしている。
 - これらの根拠として、総括委の運営要綱や当時の米山前知事の発言を取り上げている。
 - また、県は「(総括委の任務は)各検証の相互に矛盾がないか等をチェックする(だけ)」であるとしている。
- これらの主張や対応は適切か？

1. 運営要綱について —まず、問題部分を確認

- 第1条(目的) 福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)の原因、原発事故による健康と生活への影響、安全な避難方法の3つの検証を総括し、県の原子力行政に資するため(略)
- 第2条(任務) 委員会は、知事の求めに応じ、次の事項を行う。
- (1) 新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会が行う「原発事故の原因の検証」、新潟県原子力発電所事故による健康と生活への影響に関する検証委員会が行う「原発事故による健康と生活への影響の検証」及び新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会が行う「安全な避難方法の検証」の総括
- (2) その他、総括に関し、知事の求める事項

1. 運営要綱について —その解釈は適切か？

- 要綱第1条の「目的」で「3つの検証を総括し、県の原子力行政に資するため」(第1条)とあり、「(新潟県にある)柏崎刈羽原発」の再稼働等に関する安全性確保に関する検討につなげることは合理的であり不自然ではなく、むしろ必須。
- しかも、3つの検証のうち、避難委員会についてはその要綱で目的を「原子力災害時の安全な避難方法について検証するため」としており、少なくともこの委員会の検証は福島原発事故時の問題の検証の範囲にとどまらない。
- 福島原発事故にとどまらない検証を任務とする委員会の検証も含めて総括するのだから、「福島原発事故にかかわる検証以外やっつけはいけない」かごときの県の主張は正しくない、意図的な歪曲。

1. 運営要綱について

一 参考:新潟市法務担当経験職員への質問・回答

(注:あくまで職員の個人的見解)

- 中山質問:「3つの検証を総括し、県の原子力行政に資するた
め」との記述について、一般的な法文解釈として「Aをやって、B
に資するため」と言った場合、そもそも本質的な目的が「B」で
あると考えれば、「A」をやった上で、それだけでは不十分になり
得る課題も踏まえて「B」に取り組むことは不適切か？
- 職員回答:「B」に資するために「A」を…という場合、「B」が得る
べき果実であり「A」はそのための手段だと考えられるので、優
先すべきは「A」よりも「B」であり、「B」の実現のために必要であ
れば、「A」以外を行うことも妨げられないと思う。ただし、当然
ながら「A」を優先的に実施し、この意義を踏まえることは必要で
あり、大きく逸脱することは許されないとはいえない。

2. 当時の米山前知事の発言について

- だが一方で、先に触れた発言に続き、(再稼働に関する判断に
関して)「まず検証総括委員長としてはどう考える、科学者とし
てはどう考える」ということと、どういう危険があると思う、若しく
はないと思うということを言った上で、最後には、基本的にはそ
れは政治家である知事の政治的プロセスによって決断される」
とも発言している。
- 県はこの発言を無視している。

2. 当時の米山前知事の発言について

- 県が「検証総括委の検討範囲に柏崎刈羽原発問題は含まれ
ない」旨の主張の根拠としている米山前知事の発言について、
- 確かに米山前知事は「今回の検証総括委員会では柏崎刈羽原
子力発電所が入っていないのは、技術委員会にすでに従前か
らお願いしているからで、今回の検証総括委員会には入って
いないという位置づけ」(要旨:H30.3.13 連合委員会 長部県
議質疑)と発言している。

2. 当時の米山前知事の発言について

- 米山前知事の一連の発言について、その文脈も含めて考え
れば、以下のように整理される。
- 検証総括委の検討対象に「柏崎刈羽原子力発電所が
入っていない」のは、技術委員会が続けてきた「技術的
な検証が検証総括委の直接の検討の範囲外であること
を言っているに過ぎない。
- 柏崎刈羽原発の再稼働などに関するリスクの評価やそ
の判断については、(技術的検証だけでなく)文字通り
各検証委の検証結果(生活や健康への影響、実効性あ
る避難計画が可能か、等)を踏まえ、総括委が一定の科
学的評価を下し、それを受けて(知事の)政治的判断に進
む。

2. 当時の米山前知事の発言について

- したがって、「柏崎刈羽原発を含めるかどうか」に関する知事と池内氏の意見の対立については、県側が意図的に米山前知事の発言のうち県にとって都合のいいところだけ切り取って他の要素を無視し、すり替えや論点ずらしをやっている。
- その結果、議論が噛み合っていない。
- なお、池内氏の論理も、あらためて検討すると、やや厳密性に欠ける部分があるのでとと思われる

3. 花角知事の対応や主張は公正か？

- 花角知事は総括委の任務を「それぞれの検証に矛盾等がなにかチエツクすることだけ」と言っているが、そんなことは要綱のどこにも書かれていない。「総括」という言葉を恣意的に矮小化している。
- 花角知事は池内氏の主張に反論するために要綱を盾に取っているが、自らの主張が厳密に要綱に合致しているわけではない。
- このような経緯からは、検証総括委の機能を矮小化し、本質的な議論を避けたいという知事・県側の思惑があると考えざるを得ない。

支 出 伝 票

会 派 名	無所属クラブ	議員名	中山 均
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	3
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月18日		
支出年月日	令和5年4月18日		
支 出 金 額	894 円		
支 出 先	(株)にいがたエネルギー		
使 途 内 容	ガソリン代		
備 考	2,684 円 × 1/3 = 894 円		
領収書貼付欄	(調査研究費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

EneJet

納品書(領収書)

2023年04月18日 11:34

売上

上 様 M

6-470538-49996-000

現金フリー

0026-00

レギュラー

P-01

16.99L

*

158円

¥2,684

合計 ¥2,684

(消費税10%対象 ¥2,684

内消費税等 ¥244)

お預り ¥5,000

お釣り ¥2,316

Tカード番号: XXXX

Tポイント: 基本P

特別P

今回計

利用ポイント

利用可能ポイント

本日付与されたポイントは2~3日

目以降に反映されます。有効期限切

等の理由で、Tカードにポイントが

加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpにてご確認下

さい。

※この領収書はEneJetのシステムで発行されています。

(株) にいがたエネルギー

Dr. Driveセルフ西山店

新潟県 新潟市 西区

西山4丁目4-22

TEL:025-378-0109 SS-470538

レシートNo 7188-01 データNo5617-5619

100... 2023/04/18

4月18日 2684

計 2684

支 出 伝 票

会 派 名	無所属クラブ	議員名	中山 均
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	4
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月18日		
支 出 金 額	91 円		
支 出 先	気候危機・自治体議員の会		
使 途 内 容	気候危機自治体議員の会年会費		
備 考	年会費1口分を計上 100円は振込手数料 $1,100 \text{ 円} \times 1/12 = 91 \text{ 円}$		
領収書貼付欄	(調査研究費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-05-18	12195	通帳電信振替
記号		番号
*****		*****
取扱番号	お取引金額	
N026	*2,000	
	残高	
振替先		
受取人名:キコウキキ シチタイキイン ノカイ		
料金		*100円
依頼人名:ナカヤマ ヒトシ		
楽天カードゆうちょ銀行デザイン! 新規入会で楽天ポイントもらえる! ご利用いただきましてありがとうございました。		
─── ゆ ー ち ょ 銀 行 ───		

申し合わせ

2022.5.27確認

1. 会の名称

- ・名称を「気候危機・自治体議員の会」（以下「当会」）とします。

2. 目的、活動、会員

- ・宣言の目的を達成するために活動します。
- ・宣言に賛同する現職の自治体議員で構成します。

3. 体制

- ・共同代表、全国代表者会議、運営会議で構成します。
- ・事務局を緑の党事務局（東京都中野区）に置きます。スタッフは運営会議が指名します。

4. 共同代表

- ・当会を統括し、対外的にスポークスパーソンの役割を担います。
- ・全国代表者会議で、4～6人程度を選出します。
- ・任期2年で再任は妨げません。
- ・運営会議を招集します。

5. 全国代表者会議

- ・当会の最高意思決定機関です。
- ・年4回ほど開催します。
- ・各都道府県から原則1～2名、全体で50名程度選出する地域代表者で構成します。
- ・地域代表者の追加、交替などは全国代表者会議で確認します。
- ・当会の方針、共同代表、運営会議のメンバーなどを決めます。
- ・運営会議が議題を提出する他、地域代表者からも提案できます。
- ・地域代表者は、各地域の連絡・調整を行います。
- ・その他必要なことを決めます。

6. 運営会議

- ・当会の執行機関で、全国代表者会議で決定された方針に従って運営します。
- ・月1回程度開催します。
- ・全国代表者会議で地域代表者の中から共同代表含む20人程度選出する運営委員で構成します。
- ・任期2年で再任は妨げません。
- ・全国代表者会議を招集し、議題の提案、進行を行います。
- ・事務局スタッフを指名します。

7. 会費・その他

- ・年間1口10,000円（1口以上）の任意の会費を集めます。
- ・イベント参加費や必要に応じてカンパを募ります。

8. 申し合わせの変更

- ・「申し合わせ」は、全国代表者会議で変更します。

※会計年度は4月～翌年3月とすること、今年度の会費は今年度1年分として充てることを確認

支 出 伝 票

会 派 名	無所属クラブ	議員名	中山 均
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	5
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月18日		
支 出 金 額	1,675 円		
支 出 先	自治体議員政策情報センター虹とみどり		
使 途 内 容	自治体議員情報連絡センター会費		
備 考	100円は振込手数料 $20,100 \text{ 円} \times 1/12 = 1,675 \text{ 円}$		
領収書貼付欄	(調査研究費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-05-18	12195	通帳電信振替
記号		番号
*****		*****
取扱番号	お取引金額	
N033	*20,000	
	残高	
振替先		
受取人名: シチタイギ イッセイサクツ ヨウホウセンター ニジトミト		
料金 *100円		
依頼人名: ナカヤマ ヒトシ		
楽天カードゆうちょ銀行デザイン! 新規入会で楽天ポイントもらえる! ご利用いただきましてありがとうございました。		
─── ゆ ー ち ょ 銀 行 ───		

会計年度は1月～12月

自治体議員政策情報センター「虹とみどり」 運営規則

PDFはこちら

第1章 名称・事務所・目的

第1条 この組織の名称を「自治体議員政策情報センター「虹とみどり」(以下、「情報センター」)とし、事務所を岡山市北区野田5丁目8-11かつらぎ野田ビル2Fにおく。

第2条 「自治、多様性、エコロジー、公正、平和」を基本理念として、持続可能な自治体をめざす自治体議員の活動に資する情報や政策の相互提供を促進することを、この情報センターの目的とする。

第2章 利用会員

第3条 情報センターの理念に賛同し、利用会費を支払う自治体議員・苗穂、または自治体議員や市民になるとうとする市民は登録を問わず利用会員になることができる。

第4条 利用会員は情報センターのサービスの受益者であり、また自ら情報センターの活動に参加できる。

第5条 利用会費は、年2万円とする。

第3章 活動・事業

第6条 情報センターの目的に基づき、利用会員の要望を踏まえながら、以下の活動や事業を行う。

- (1) 政策研究および政策提言活動
- (2) NGO・市民団体・研究機関・研究者などと連携した政策フォーラム
- (3) 研究紙・誌等の発行
- (4) 研究会・地方・国政研究会の開催
- (5) メールマガジンをホームページなどを利用した情報交換および情報発信
- (6) 全国自治体同連活動
- (7) その他必要な活動

第7条 情報センターの活動の実績や会計は公開するものとする。

第4章 幹事会および情報センター長

第8条 情報センターの運営のため、幹事会を置く。

第9条 幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 代表幹事は情報センターを代表し、代表幹事の下に事務局長を置くことができる。

第11条 情報センターのセンター長は幹事会で決定する。

第5章 利用会員集

第12条 利用会員集を少なくとも1年に1回開催する。利用会員集は研究会と同時開催することとを妨げない。

第13条 幹事会は利用会員集において研究方針・事業計画の提示および報告を行い、利用会員はこれらについて意見を表明することができる。

第14条 幹事会は利用会員の意見を受け止め、必要な意見については活動に反映させるよう努める。

第6章 会計および監査

第15条 情報センターの会計年度は1月1日から12月末とする。

第16条 幹事会は幹事会以外の利用会員の中から監査役を任命し、監査役は会計を監査する。

第7章 規則の改廃

第17条 この規則の修正・変更および取消については幹事会で決定する。

附則 この規則は2009年1月1日より施行する。

付則 2012年8月20日改正 第6条(2)「みどりの未来や」を削除

事務局

〒700-0971 岡山市北区野田5-8-11 かつらぎ野田2F

TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

jichitaijinjinhouhou@gmail.com (メール送信の際は「jic」を@に変更ください)

支 出 伝 票

会 派 名	無所属クラブ	議員名	中山 均
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	6
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月18日		
支 出 金 額	841 円		
支 出 先	日本平和学会		
使 途 内 容	日本平和学会会費		
備 考	100円は振込手数料 $10,100 \text{ 円} \times 1/12 = 841 \text{ 円}$		
領収書貼付欄	(調査研究費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-05-18	12195	通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N040	*10,000	
	残高	
振替先		
受取人名:ニホンハイワカッカイ		
料金 *100円		
依頼人名:ナカヤマ ヒトシ		
楽天カードゆうちょ銀行デザイン! 新規入会で楽天ポイントもらえる! ご利用いただきましてありがとうございました。		
─── ゆ ー ち ょ 銀 行 ───		

支 出 伝 票

会 派 名	無所属クラブ	議員名	中山 均
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	7
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月18日		
支 出 金 額	591 円		
支 出 先	原子力資料情報室		
使 途 内 容	原子力資料情報室賛助会員会費		
備 考	100円は振込手数料 $7,100 \text{ 円} \times 1/12 = 591 \text{ 円}$		
領収書貼付欄	(調査研究費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-05-18	12195	通帳電信振替
記号	番号	
*****	****	
取扱番号	お取引金額	
N045	*7,000	
	残高	
振替先		
受取人名: ケンシリヨク シリヨウ シ ヨウホウシツ		
料金 *100円		
依頼人名: ナカヤマ ヒトシ		
楽天カードゆうちょ銀行デザイン! 新規入会で楽天ポイントもらえる! ご利用いただきましてありがとうございました。		
— ゆうちょ銀行 —		

区分	内容	会費
正会員 (総会での議決権あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・『原子力資料情報室通信』 ・ブックレット ・公開研究会などのご案内 ・書籍の割引など 	12,000円/年 2021年9月1日改定
賛助会員 (総会での議決権なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・『原子力資料情報室通信』 ・ブックレット ・公開研究会などのご案内 ・書籍の割引など 	7,000円/年 2021年9月1日改定
『通信』購読	『原子力資料情報室通信』	4,000円/年 2021年9月1日改定

特定非営利活動法人 原子力資料情報センター 定款

第1章 税 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人原子力資料情報センターと称する。(略称名：Citizens' Nuclear Information Center 略称：CNIC)

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中野区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、原子力に依存しないエネルギーシステムの確立をめざす立場から、歴史的に、原子力の開発利用の動向及び安全性に関する調査研究や原子力に代わるエネルギーシステムに関する調査研究などの事業を行い、もって全ての生活者の生命及び健康の確保と地球環境の保全を図り、社会の健全な発展と向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条に掲げる次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 国際協力活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 人材の育成又は研修を図る活動
- (5) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助成又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に絡むる事業として、次の事業を行う。

- (1) 原子力の開発利用の動向及び安全性に関する調査研究
- (2) 原子力に代わるエネルギーシステムに関する調査研究
- (3) 上記(1)(2)に関する研究会や国際会議等の開催
- (4) 上記(1)(2)に関する社会教育及び啓発活動
- (5) 上記(1)(2)に関する国内及び海外の個人及び団体との交流
- (6) その他関連する事業

(役員)

第6条 この法人の役員は、次の2種とし、正会員をもって法2の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込により、代表理事に申し込むものとする。

2 代表理事は、前項の申込があったときは、正当な理由がない限り、理事会の承認を経た上で、

入会を認めなければならない。

3 代表理事は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(総務及び庶務)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち4人以内を代表理事とする。代表理事が1人の場合には、1人を副代表理事とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において、正会員の中から選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうち、それぞれ役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることにならなければならない。

4 法20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(解任)

- 第15条 代表理事は、この法人を代表し、その職務を総理する。
 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 (2) この法人の財産の状況を監査すること
 (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行状又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを理事会又は所轄庁に報告すること
 (4) 前号の報告をするため、その他必要がある場合に、総会を招集すること
 (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること
 (6) 必要がある場合に、理事会の招集を請求すること

(任期等)

- 第16条 役員は、次に掲げる職務を行う。
 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後の事業年度が終了した後の総会において就任の役員が選任された場合には、当該総会が終了するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が招集するまでその任期を伸延する。
 3 補欠のため、又は前項により就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員補完)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、速断なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障をきたし、これを解任すること
 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に非明の職務を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 3 前2項に関し必要事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(恒続)

- 第20条 この法人の会費は、総会及び理事会の2種とする。
 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第4章 会議

- (総会の構成)
 第21条 総会は、正会員をもって構成する。賛助会員は総会に出席し意見を述べることができる。

(総会の権限)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
 (1) 定款の変更
 (2) 解散及び合併
 (3) 事業計画及び予算ならびにその変更
 (4) 事業報告及び決算
 (5) 役員を選任又は解任
 (6) 会費の額
 (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。第49条において同じ）
 (8) 事務局の組織及び運営
 (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 (1) 理事会が必要と認め、招集を請求したとき
 (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
 (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。
 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子的方法をもって開催の日の少なくとも5日前までに正会員に対して通知を預けなければならない。

(総会の議決)

- 第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の承認を得て代表理事が指名する。

(総会の定足数)

- 第26条 総会は正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(総会の議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。
 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可決同数の時は、議長が決することによる。

(総会での議決権等)

- 第28条 各正会員の議決権は、1人又は1団体につき、1票とする。

- 2 やむを得ない理由により親会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決を委任することができ、
- 3 前項の規定により議決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(親会の議事録)

第29条 親会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による議決者又は議決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 非議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、親長及び親会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 親会に付すべき事項
- (2) 親会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他親会の議決を要しない事項

(理事会の種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の4分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集がもつたとき
- (3) 監事から第15条第4項第6号の規定に基づいて招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。代表理事がその期前内に招集しないときは、請求者が招集することができる。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び非議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日少なくとも5日前までに通知を済まなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。解散の場合には互選による。

(理事会の議決)

第35条 理事会における副決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

(理事会での議決権等)

第36条 各理事の議決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決することができる。

3 前項の規定により議決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数（書面議決者にあつては、その数を付記すること）
- (3) 非議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、親長及び理事会において選任された議事録署名人1名以上が記名押印又は署名しなければならない。

(構成)

第5章 資産

第38条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の取組)

第6章 会計

第41条 この法人の会計は、法第27条各号で掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(固定予算)

第45条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に差し戻費用を算入することができる。

2 前項の戻支費用は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、暫定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書など決算に関する事項は、毎事業年度終了後、遅やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(借金の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れをするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、理事会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更するときは所轄庁の認証を得なければならない。

2 この定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(合併)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 理事会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 被選挙権開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人を解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散したときは、代表理事が清算人となる。ただし、合併による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は被選挙権開始の決定による解散を除く）したときは、残余財産は、理事会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て、法第11条第3項に掲げる者のうちこの法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、理事会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示板及び官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には必要が職員を置く。

(職員の任免)

第57条 職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(備え付け事項)

第59条 事務局は各事務簿において、定款、その認証及び登記に関する書類の写し、役員名簿、並びに法第54条に定められた書類を備え置かなければならない。

2 事務局は毎年度始めの3月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これを、その翌事業年度の末日までの間、各事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する事項
- (2) 前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことのある者委員の氏名及び住所又は居所並びにこれらに對する正委員のうち10人以上の者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）及び住所または居所を記載した書類
- (3) 前事業年度の末日に對する正委員のうち10人以上の者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）及び住所または居所を記載した書類
- (4) その他、法第54条によって必要とされる書類

第10章 雑 則

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2001年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2000年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び配当手続は、第44条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによる。
6. この法人の設立初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員年会費 10,000円
- (2) 賛助会員年会費 6,000円

附則

この定款は、2014年11月4日から施行する。

別表

この法人の設立当初の役員

- | | |
|----|-------|
| 理事 | 海渡桂一 |
| 理事 | 高木仁三郎 |
| 理事 | 梶井生 |
| 理事 | 伴英幸 |
| 理事 | 初政公子 |
| 理事 | 古川昭明 |
| 理事 | 山口善夫 |
| 理事 | 米本昌平 |
| 理事 | 和田あき子 |
| 監事 | 河合弘之 |

特定非営利活動法人 原千力資料情報館の定款に相違ありません。

理 事 伴 英 幸 ④

支 出 伝 票

会 派 名	無所属クラブ	議員名	中山 均
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	8
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月30日		
支 出 金 額	2,361 円		
支 出 先	NTTファイナンス(株)		
使 途 内 容	タブレット・携帯使用料		
備 考	$(1103 + ((3480 + 1811 + 144 + 3) \times 1.1)) \times 1/3 = 2361$		
領収書貼付欄		(調査研究費)	

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

中山 均 様

(兼お借入明細)

年月日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	お借入残高(円)	備考
20: 05-06-12	100	*159,941	Dカード*/DCMX		

小切手等の証券類による
ご入金の場合は、お払戻し
のできる日時をお記のと
お表示します。

表示	お払戻可能日時
C-OCM	〇〇日の営業開始時刻から
C-OCN	〇〇日の13:10から
C-OCE	〇〇日の15:10から

【金額欄】に表示された金額
頭に「-（マイナス印）」がある
場合は、お借入残高を表します。

2023年6月12日のご利用代金明細表

2023年5月25日 発行

お名前	中山 均 様
お支払い日	2023年6月12日 (月)
お支払い合計額	159,941円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	

金融機関	
支店	
科目	
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

#	23/04/30	ドコモご利用料金 / ID 5月分	17,038	1	1	17,038	
---	----------	-------------------	--------	---	---	--------	--

支出伝票一覧表

会派名	無所属クラブ		議員名	中山 均
支出年度	令和5年度	支出項目	資料購入費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備 考
1	R5.4.1	インデペンデントウェブジャーナル購読費	916	
2	R5.4.21	しんぶん赤旗購入費	3,497	1紙目は毎日新聞電子版
3	R5.4.27	新潟日報朝刊購入費	3,400	1紙目は毎日新聞電子版
4	R5.4.27	東京新聞電子版購入費	3,450	1紙目は毎日新聞電子版
5	R5.5.25	オンライン地図情報システム利用料	7,382	440円は振込手数料 振込額は3か月分 うち4月分を計上
6	R5.5.29	I女のしんぶん 購入費	330	
		小 計	18,975	
		合 計	18,975	

支 出 伝 票

会 派 名	無所属クラブ	議員名	中山 均
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	1
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月1日		
支 出 金 額	916 円		
支 出 先	インデペンデントウェブジャーナル		
使 途 内 容	インデペンデントウェブジャーナル購読費		
備 考	11,000 円 × 1/12 = 916 円		
領収書貼付欄	0		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

2022年9月12日のご利用代金明細表

2022年8月25日 発行

お名前	中山 均 様
お支払い日	2022年9月12日 (月)
お支払い合計額	160,820円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	

金融機関	
支店	
科目	
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

#	22/08/03	インディペンデント・ウェブ・ジャーナル	11,000	1	1	11,000	
---	----------	---------------------	--------	---	---	--------	--

↑2022年5月～2023年4月までの会費
うち2023年4月分を計上

1WJ 会員規約

第1条【会員規約】

この会員規約は、株式会社インディペンデントウェブ・ジャーナル(以下「1WJ」といいます。)が1WJ定額会員(以下「定額会員」又は単に「会員」といいます。)に対して提供するサービス(以下「サービス」といいます。)を、会員が利用する際的一切に適用します。

第2条【運営】

会員に対するサービス提供については、1WJが運営管理します。

第3条【会員の定義】

会員には、「一般会員」と「サポート会員」があります。
一般会員:1WJの提供するコンテンツを閲覧・視聴するために入室した個人
サポート会員:1WJの目的に賛同し、その事業を支援するために入室した個人及び団体
以下、「定額会員」または単に「会員」という場合は、一般会員とサポート会員の両方をさすものとします。

第4条【定額会員の特典】

定額会員の特典は次のとおりとします。

- (1)各会員個別のアカウントが発行されます。サポート会員の場合、会費の口座分に応じて複数のアカウントの発行を受けることができます。そのアカウントを利用して、1WJの固定動画配信サービスを受けたり、アーカイブの閲覧・視聴をすることが出来ます。閲覧・視聴できる範囲は会員種別によって異なり、次のとおりです。
- :すべて閲覧・視聴可
- △:一部閲覧・視聴可
- ×:すべて閲覧・視聴不可

非会員 一般会員 サポート会員

- ダイジェスト・アーカイブ ○○○
- 公共コンテンツ・生中継 ○○○
- 公共コンテンツ・アーカイブ △○○
- 独自コンテンツ・生中継 ×○○
- 独自コンテンツ・アーカイブ ×△○
- メールマガジンバックナンバー ××○

※ここに、公共コンテンツとは、公共性の高い記事や動画やデモなどを指し、独自コンテンツとは、1WJの独自性が強い対談番組やWebイベントなどを指します。公共コンテンツと独自コンテンツの区別、および一部閲覧・視聴可とする範囲の設定は、その都度1WJが行います。

※ここに、メールマガジンバックナンバーとは、他社メールマガジンシステムから発行される有料メールマガジン相当の内容のメールマガジンのバックナンバーを指します。

(2)サポート会員は、1WJイベントへの参加の募集において優先的取り扱ひを受けることができます。

(3)新規会員登録時に登録番号を印刷した記載が発行されます。

なお、この登録番号は、一般会員、サポート会員において別々に申し込み順に生じ、他の会員種別に登録した

えたとときは、従前の登録番号は失効し、その都度、新しい登録番号が発行されます。

第5条【会員の資格】

会員は、本規約に同意する方で、サービスの提供を受けるに際して1WJから発行されるアカウント情報を把握できる方とします。

第6条【会員登録手続】

会員は、1WJ定額会員登録及びサービス利用に際して、本規約に同意するものとします。
2 1WJ定額会員登録を希望する方は、本規約に同意した後、Web上のフォームからメールアドレス等所定の必要事項を入力して登録を行うものとします。
【フォーム】→ <https://1wj.co.jp/nc/entry/kyoku.php>

第7条【会費・費用等】

会員は所定の会費を支払うものとします。
2 会員は、年額課金方式による年会費または月額課金方式による月額会費を支払うものとし、その金額は次のとおり(消費税込み)とします。

- 一般会員:年会費 10,000 円/月額会費:1,000 円
- サポート会員:年会費 1口 30,000 円/月額会費:1口 3,000 円(1口から何口でも可)

3 支払方法は、銀行振込もしくはPayPay払いとします。
銀行振込とは、1WJの指定する銀行口座への振込のみとします。
銀行振込手数料は、会員(1WJ入会希望者)の負担とします。

第8条【契約期間】

会員契約期間は、次のとおりとします。ただし、会員登録から契約期間開始までの間も、会員種別に依じたサービスを受けられるものとします。

- 1 月額課金方式:会員登録の日の翌月1日から翌1年間
- 2 前項の期間満了日までに会費からの退会の申込みがないときは、自動的に、課金方式に依じて1年間または1ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とします。更新後の契約期間については、課金方式に依じて、会費の支払があった日の属する月の1日から翌1年間又は翌1ヶ月間とします。
- 3 前項により、会員登録が更新となったにもかかわらず、更新の日から10日以内に年会費又は月額会費の支払がない場合は、定額会員向けのサービス提供は停止されます。なお、サービス停止後に会費の支払があったときは、その支払があった日の属する月分(年会費の場合はその月から1年分)にこれを充てるものとします。その支払があった日から10日以内にサービス提供を再開するものとします。
- 4 前2項において、「支払があった日」とは、会費が1WJの口座に着金した日を意味します。

第9条【会員資格の復活禁止】

会員は、その資格を第三者に譲渡することはできません。

第10条【会員資格の喪失】

会員は、次の各号の一にでも該当するときは、その資格を喪失するものとします。なお、(1)及び(2)の事由は、再度会員登録することによって回復するものではありません。
(1)会員がWeb上のフォームから退会を申し出たとき。
(2)第8条第3項のサービスの提供停止後、1WJが相当の期間定めて年会費又は月額会費の支払を報告した

- にもかかわらず、会員がこれを支払わなかったとき、
- (3) 個人会員が死したとき又は団体会員が解散したとき、
- (4) 会員が次の号のいずれかに該当する場合、IWJが貸借喪失とすると相当であると判断したとき。
- a) IWJの運営を故意に妨害したとき、
- b) IWJの名義または借借を偽りつけ、もしくは秩序を乱したとき、
- c) 個別アカウント情報を流出・漏洩させたとき、
- 2 IWJは、個別アカウントの利用実績が1年以上発生していない会員に対して、一定の予告期間をもって貸借の方法により通知することにより、この会員との貸借金庫契約を解除することができます。
- ただし、前記サービスの利用実績が1年以上ない場合においても、料金の支払いを滞りなく行っている会員については、この限りではありません。
- 3 金庫契約期間の途中で貸借喪失した場合でも、既に返済した会員その他の金銭の払い戻し等は一切行いません。

第11条【免責規定】

IWJの会員に対して発行するアカウントについて、別途Web上に告示する推奨環境以外の環境からの利用の動作保証を行わないものとし、推奨環境からの利用についても動作保証を行うものではなく、会員の使用する機器及び通信環境等によって、提供サービスの不具合や使用不能の原因に不具合を及ぼす可能性が

あります。

また、IWJによるメンテナンスのほか、停電及び通信回線の異常、突発的災害など運営会社の予測を超えた不可抗力によって、サービス提供の一部又は全部に制約が生じる可能性があります。

さらに、生中継のサービスにおいては、現地における通信回線などの環境制約により、事前に告知したサービス提供の一部または全部に制約が生じる可能性があります。

IWJ運営委員は、これらの可能性があることを十分に認識し、これらの不具合及び不具合から生じた損害について運営会社が一切免責されることに同意するものとします。

第12条【会員規約の変更】

IWJは、本規約の内容を会員の皆様に告知することなく変更する場合があります。本規約の内容を変更した場合は、登録していたメールアドレス宛にEメールでご連絡致します。

第1条【附則】

この規約は、2011年12月26日から実施するものとします。

IWJの定額会員には、次の2種類があります。

サポート会員	<p>IWJの目的に賛同して支援する会員。 全動画・全記事のアーカイブや、会員限定配信の中継など、すべてのコンテンツの閲覧・視聴が可能です。</p> <p>会費： ・月々一口3,300円（税込）から何口でも。 ・もしくは、1年一口33,000円（税込）から何口でも。</p> <p>入会金： 0円</p>
一般会員	<p>公共コンテンツや、過去2ヶ月間に公開した若上安身インタビューを含む独自コンテンツ（動画と記事）、会員限定配信の中継の閲覧・視聴が可能です。また、公開終了したインタビュー記事を特別価格55円（税込）にて閲覧いただけます（非会員は330円（税込）または550円（税込））。</p> <p>会費： ・月々1,100円（税込） ・もしくは、お得にまとめて1年分11,000円（税込）</p> <p>入会金： 0円</p>

支 出 伝 票

会 派 名	無所属クラブ	議員名	中山 均
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	2
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月21日		
支 出 金 額	3,497 円		
支 出 先	日本共産党新潟地区委員会		
使 途 内 容	しんぶん赤旗購入費		
備 考	1紙目は毎日新聞電子版		
領収書貼付欄	(資料購入費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

中山 均 様

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊しんぶん赤旗	* 1	3,497

3,497 円

2023 年 4 月分

上記の金額でしかじかいたしました。
ありがとうございました。

日本共産党新潟地区委員会
〒950-0086
新潟市中央区花園2-3-10
TEL 025-247-1346

*印は税率8%

領収日 4/21 級番

▼1紙目請求支払い情報

2023年6月12日のご利用代金明細表

2023年5月25日 発行

お名前	中山 均 様
お支払い日	2023年6月12日 (月)
お支払い合計額	159,941円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	

金融機関	
支店	
科目	
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
中山 均 様 ご利用分										

#	23/04/27	毎日ID決済	3,520	1	1	3,520				

(兼お借入明細)

年月日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	お借入金額(円)	備考
20 05-06-12	100	*159,941	Dカード / DCMX		

小切手等の証券類によるご入金の場合は、お払戻しのできる日時を右記のとおり表示します。

表示	お払戻可能日時
C-OCM	〇〇日の営業開始時刻から
C-OCN	〇〇日の13:10から
C-OCE	〇〇日の15:10から

【取引残高】欄に表示された金額
頭部に「-（マイナス印）」がある
場合は、お借入残高を表します。

支 出 伝 票

会 派 名	無所属クラブ	議員名	中山 均
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	3
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月27日		
支 出 金 額	3,400 円		
支 出 先	株式会社 新潟日報メディアネット		
使 途 内 容	新潟日報朝刊購入費		
備 考	1紙目は毎日新聞電子版		
領収書貼付欄		(資料購入費)	

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。



口座振替領収書 (5年4月分)

青山4丁目5-1

中山 均 様

(発行日) (領収番号) (担当)
05/04/27 1053

※ 軽減税率対象
ご領収ありがとうございました。
下記金額を口座振替により領収
致しました。

品名	数量	金額			
新潟日報 朝刊※	1	3,400			
<table border="1"> <tr> <td>取</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			取		
取					

新潟日報

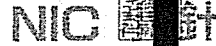
合計金額
3,950
円

新潟日報の新しいスタイル「新潟日報電子版」
新聞購読料+月額330円でご利用いただけます。

8%対象 3,400 内税 251

株式会社 新潟日報 新潟県 新潟市

新潟市西区東青山1-24-4 ☎ 266-2683



支 出 伝 票

会 派 名	無所属クラブ	議員名	中山 均
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	4
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月27日		
支 出 金 額	3,450 円		
支 出 先	東京新聞		
使 途 内 容	東京新聞電子版購入費		
備 考	1紙目は毎日新聞電子版		
領収書貼付欄		(資料購入費)	

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

(兼お借入明細)



年月日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	お支払時間(時)	備考
15	05-04-27	100	*3,450	APP7°ラズ	

小切手等の証券類によるご入金の場合は、お払戻しのできる日時を「記号」欄に表記のとおり表示します。

表示	お払戻可能日時
C-OCM	〇〇日の営業開始時刻から
C-OCN	〇〇日の13:10から
C-OCE	〇〇日の15:10から

上記は例示に過ぎません。

「差引残高」欄に表示された金額
頭部に「-(マイナス印)」がある
場合は、お借入残高を表します。

①

請求明細照会

中山 均さまのTカードプラスのご請求明細です。

お知らせ: XXXXXXXXXX

対象年月を選択

2023/04のご請求明細

2023年4月27日 お支払い金額

※14日時点のご請求情報を表示しています。

お支払い合計金額 3,450円

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額		売上 種別	支払 回数	今回 回数	お支払金額	摘要
		手数料						現地通貨額 (通貨略称) 換算レート 換算日等
←*****_*****_*****_								
230401	トウキョウシンブンデンシバン	3,450			1	01	3,450	
	*** 当月ご利用金額 (小計) ***	3,450						
	*** 当月ご利用金額 ***	3,450						
今回お支払い合計金額							3,450	

支 出 伝 票

会 派 名	無所属クラブ	議員名	中山 均
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	5
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月25日		
支 出 金 額	7,382 円		
支 出 先	株式会社ゼンリン		
使 途 内 容	オンライン地図情報システム利用料		
備 考	440円は振込手数料 振込額は3か月分 うち4月分を計上 66,440 円 × 1/9 = 7,382 円		
領収書貼付欄	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{3}$ (4月) (4月)		(資料購入費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

振込 (振込完了)

引落口座選択 振込方法選択 振込先金融機関選択 振込先支店選択 振込金額入力 振込内容確認 振込完了

振込依頼を受付けました。
振込・振替を受け付けました。
受付番号は0525001番です。
ありがとうございました。[B1000]

ページを印刷する

引落口座情報 [REDACTED]

振込先口座情報

金融機関名 [REDACTED]
支店名 [REDACTED]
科目 [REDACTED]
口座番号 [REDACTED]
受取人名 カシノリノ 林田 伴 三郎
振込金額 66,000円
引落合計金額 66,440円 (税込手数料 440円)
取引区分 振込
振込指定日 05月25日
振込依頼人名 カガマ トシ

• 振込依頼は 5月25日扱いです。

新潟市議会議員 中山 均 様

〒950-2074
新潟県新潟市西区真砂1丁目21-46

TEL : 025-230-6442

株式会社 ゼンリン

関東支社 大宮GIS営業課
〒330-0081
埼玉県さいたま市中央区新都心7番地2
大宮サウスゲート9F
TEL : 048-767-5774
FAX : 048-767-5791
課長 担当

下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集 金 (振 込)
お支払い予定日	2023年 5月 31日

注文書番号
納品書番号
納品日付

振込先銀行

口座名義：カ ゼンリン株式会社
お振込みの際の手数料はご負担願います。

合計金額 **¥66,000-** (消費税等込み)

消費税率	伝票値引前金額	消費税金額	対象金額 (税込)
10%	60,000	6,000	66,000

商 品 名	種 別	消費税率 単価(税抜)	数 量	金 額
ZENRIN GISセレクション (アプリケーション) GIS Application Data Online lid	月額利用料	10,000	3	30,000
ZENRIN GISセレクション (ベースマップ) ベースマップTOWNII (新潟県) lid	月額利用料	10,000	3	30,000
<以下余白>				
* * 小 計 * *				60,000

御買上金額	消費税等	御買上合計金額	御入金額	御請求額
60,000	6,000	66,000		66,000

【備考】

2022年5月27日付『【GISセレクション】利用申込書』及び2022年6月28日付『【GISセレクション】利用確認書』に基づく
2023年4月分～6月分の利用料となります。
利用期間：2022年10月1日～2023年9月30日

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

支 出 伝 票

会 派 名	無所属クラブ	議員名	中山 均
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	6
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月29日		
支 出 金 額	330 円		
支 出 先	I女性会議		
使 途 内 容	I女のしんぶん 購入費		
備 考	3,960 円 × 1/12 = 330 円		
領収書貼付欄	(資料購入費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

領 収 証

No. _____

中山 均 様

2023 年 5 月 29 日

★ 9 3.960

但 女性会議新潟支部

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

女性会議新潟支部

